

# 使用料・手数料の設定における基本方針

平成19年3月

洞 爺 湖 町

## 1 使用料・手数料の設定における基本的な考え方

様々な行政サービスのうち、使用料・手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の者が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料の設定については、利用する者と利用しない者との均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方においてサービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営とともに事務の効率化を進め、利用者負担の軽減を図り、利用者の理解を得られる料金設定に努める責務があります。

このことから、使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保する観点に立ち、継続的な運営改善努力と適正な受益者負担の原則に則った料金設定と定期的な見直しを行う必要があります。

**使用料とは、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その利用者又は利用者から徴収する金銭のことで（地方自治法第 225 条）、道路・河川占有料、公営住宅使用料、ホール・公民館・体育施設使用料等がある。**

**公の施設には、地方公営企業法の適用を受ける水道等の事業も含まれ、これらの公営企業において徴収される料金も使用料となる。**

**手数料とは、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用又は報酬として徴収する金銭のことで（地方自治法第 227 条）、戸籍謄本交付手数料、町民票の写しの交付手数料、各種証明手数料等がある。**

使用料及び手数料は、条例で定めなければならないこととされている（地方自治法第 228 条）ことから、手数料条例、各種施設の設置条例等によりその額を定めていますが、広範囲な減額・免除規定もあることから、費用に対する収入の割合が低く、税等によってその大部分が賄われています。また、使用料の額は、近隣自治体との均衡等から定められたものも多く、根拠が整理されているとは言い難い状況です。

受益者負担の適正化は、厳しい財政状況の下、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、決して歳入の確保だけが見直しの目的ではありません。施設や特定のサービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいれば、その利益に見合うだけの負担をお願いすることが町民間の不公平感をなくし、ひいてはその歳入を使って町民サービスの向上を図ることも可能となります。

財政危機を料金改定の第一義的な目的にすれば、歳入を確保することだけが目的となってしまう、仮に財政的に余裕ができれば、逆に値下げするのかといった論議にもなりかねません。

つまり、使用料や手数料の見直しは、こうした財政状況に振り回されるのではなく、町民間の公平の確保と町民サービスのトータルとしての向上を主な目的としなければなりません。

もちろん、使用料・手数料は町民生活の全般にわたり深くかかわっているものが多く、常に町民の理解と協力が得られるよう定期的な見直しを図っていくなかで、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、コスト削減の努力を続けながら、より一層の適正化を図っていく必要があります。

## 2 使用料・手数料の設定に関する基本方針

使用料及び手数料の設定は、次の事項を基本として行います。

- (1) 料金設定に当たり、原価算定方式によるコスト算定を行う。
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
- (3) 町民負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じる。
- (4) 減免対象範囲の標準化・適正化を行う。
- (5) 定期的な料金見直しを実施する。

ただし、洞爺湖町独自で料金設定が困難なものや地方公営企業法の適用対象となる事業に係る使用料等は除くこととします。

上位法の規定又は国道等が示す基準等により、料金又は算定方法が定められているもの  
道内統一料金設定などの申し合わせがされているもの  
水道料金及び下水道料金  
公営住宅使用料

## 3 使用料・手数料の「原価計算」について

### (1) 費用算定対象項目

原価計算に参入する費用算定対象項目は、当面、直接費で現金収支を伴う人件費・物件費とし、それぞれの費用について、次のとおりとします。

#### ア 人件費

地方交付税の算定資料となる職員の給与統一単価を用いる。

#### イ 物件費

賃金（嘱託職員を含む臨時職員等に係るもの。上記人件費に計上されるものを除く。） 需用費（消耗品、印刷製本費、光熱水費、修繕費） 役務費（通信運搬費、火災保険料） 委託費（施設の管理委託料等） 使用料、賃借料（パソコン等のリース料等） その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費（報償費等）。ただし、臨時的な経費を除く。

当該施設に係る土地代、建物などの減価償却費を使用料の算定根拠に含めることは施設の管理にかかるフルコストという意味では必要ですが、各施設は町の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、これらはすべて町民に利用の機会を提供するための費用であると考えられます。したがって、施設の利用者に求める使用料のコスト計算には、原則として土地代や建物の減価償却費は含まれず、経常的な維持管理経費や管理にかかる人件費をもとにした原価計算により使用料の改定を行うことで、受益者負担の適正化を図ることとします。

電算に係る費用については、行政が本来行うべきである業務（＝ホストコンピュータの管理・運用）と、個人利用のために本来業務から派生した事務（＝証明書発行用端末機器の管理・運用）とを区分し、後者に係る費用をコストとして参入することとします。

## (2) 費用算定方法

### ア 施設使用料

施設使用料の算定方法については、費用算定対象項目を合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、 $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ あたりの原価計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出します。

**使用料原価** = (人件費 + 物件費) ÷ (総面積 × 年間使用可能時間) × 貸出面積 × 貸出時間

### イ 事務手数料

事務手数料の費用算定方法については、1分当たりの人件費に処理時間を掛けたものと、物件費を年間処理件数で除したものを足し、1件当たりの費用を算出します。

**事務手数料原価** = (1分当たりの人件費 × 処理時間) + (物件費 ÷ 年間処理件数)

## (3) その他

上記の方法により費用算定を行うことが適切でないものについては、適法な方法により原価計算を行います。

## 4 受益者負担の割合について

町が提供する公共サービスは、道路、公園等の町民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、プールやテニスコートの運営等のように特定の町民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難です。そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

### (1) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公益性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質上により、二つの基準の組み合わせで区分し分類します。

ア サービスが必需的なものか、選択的なものか

必需的サービス

日常生活を送る上で、ほとんどの町民が必要とするサービス

選択的サービス

生活や余暇をより快適で潤いあるものとし、特定町民に利益を供するサービス

イ サービスに市場代替性があるか否か

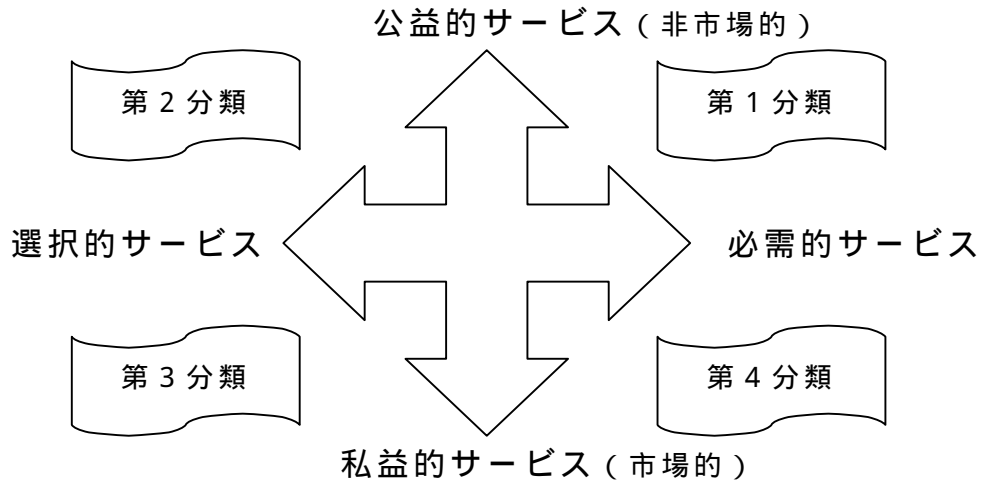
民間でも提供されており、行政と民間とが競合するサービス

その結果、サービスは、次のとおり分類されます。

- |      |   |
|------|---|
| 第1分類 | 公益的で必需的なサービス<br>(例：道路、公園、義務教育施設、図書館など)  |
| 第2分類 | 公益的で選択的なサービス<br>(例：体育館、運動場、集会、地域活動施設など) |
| 第3分類 | 私益的で選択的なサービス<br>(例：キャンプ場、町営住宅、牧場など)     |
| 第4分類 | 私益的で必需的なサービス<br>(例：保育所、学童クラブ、葬祭場など)     |

## (2) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合については、複雑化を避け、簡易な制度とするため、負担の割合を次のとおり設定します。



### 第1分類 (公益的・必需的サービス)

公共性が高く、民間での提供が難しく、町民の大半が利用するサービス。

基本的にコストは公費で負担する。

### 第2分類 (公益的・選択的サービス)

公共性が高いが選択性も高い特定の町民に生活や余暇をより潤いあるものとする。

コストは公費と受益者が負担する。

### 第3分類 (私益的・選択的サービス)

民間でも提供され選択性も高く特定の町民に生活や余暇をより潤いあるものとする。

基本的にコストは受益者が負担する。

### 第4分類 (私益的・必需的サービス)

民間でも提供しているが町民に必要とされる社会保障的要素を含む。

コストは公費と受益者が負担する。

現に使用料・手数料等を徴しないサービスであっても受益者負担に馴染むサービスについては、受益者負担の適正化に努めることとします。

## (3) 目的外利用等の取扱

第1、第2、第4に分類した施設であっても目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100%の取扱をします。また、町外の団体・個人が使用する場合、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとの増額の規定を設けることができるものとします。

#### (4) 事務手数料の受益者負担の考え方について

証明書発行等に係る事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用については受益者の100%負担とします。

### 5 費用算定結果と料金決定

決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

**使用料・事務手数料 = 使用料・事務手数料原価 × 受益者負担の割合**

### 6 減免制度について

#### (1) 使用料減免の原則

受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲は、本来の目的・必要性に即し、できるだけ限定します。

なお、原則、減額は、受益者負担分と公費負担分を等分とすることが限度であると考え、最高5割とし、できる限り低率とすることとしますが、基準をそのまま適用することに無理がある場合には、施設ごとの事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることができるものとします。

#### ア 免除の基準

(ア) 町（行政委員会、町が設置する附属機関等を含む）が主催または共催するとき

(イ) 当該施設の管理運営団体が公共目的で利用するとき

(ウ) 町内の公共的団体が町の協力要請を受けた活動により施設を利用するとき

#### イ 減額の基準

(ア) 町（行政委員会、町が設置する附属機関等を含む）が後援、協賛するとき

(イ) 町内の公共的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で利用するとき

ウ その他町長が特に必要と認めるとき



公共的団体とは、一般的な解説では日本赤十字社などの厚生社会事業団体や体育協会などの文化教育事業団体、商工会議所などの経済的団体等であって、法人であるか否かを問わず、広く公共的な活動を営む団体とされており、その数等は非常に多岐にわたっています。しなしながら、どの団体が公共的団体と位置付けられるかについての具体的基準が明確になっているわけではありません。

そこで本基本方針においては、町が行政的な見地から関与し、その運営を支援・助成する団体（補助金交付団体）のほか、自治会、老人クラブ、PTA等とします。

## (2) 手数料減免の原則

使用料と同様、減額・免除制度の統一を図ることとし、減額・免除する範囲は、できるだけ限定します。特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができるものとします。

### ア 減額・免除の基準

- (ア) 本町、国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき
- (イ) 法令等の規定により無料で取扱うこととされているとき
- (ウ) その他町長が必要と認めるとき

## 7 使用料・定数料の見直し

使用料・手数料については、概ね3年ごとに見直し作業を行うこととします。

なお、コストの変化の推移を知り、コスト削減に努めるため、コスト計算については、毎年行うこととします。

## 8 その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課等において適切に対応することとします。